

新聞広告を見て健康食品を電話で注文した。数日後代引きで届き、代金を支払い受け取った。1か月後に同じ商品が届いたが、請求書もなかったので無料だと思い、飲んでしまった。さらに1か月後、6千円の振込用紙とともにまた健康食品が送られてきたため、驚いて業者に連絡をしたところ「期日までに断りの電話がなかったので、定期購入になっている」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。

(当事者 60歳代 男性)



〔独立行政法人国民生活センター
「見守り新鮮情報193号」より〕

ひとつこと助言



- 通信販売で、広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んでも、定期的に商品を購入することになってしまうケースがあります。
- 通信販売を利用する際は、商品の特徴や価格だけでなく、購入や返品の内容、送られてきた商品に同封された書類などについてももしっかり確認しましょう。

●「おかしいなあ」、「困った!」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290) FAX53-2541	
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課 ☎77-3112
消費者ホットライン(土・日)	☎0570-064-370	※PHS、IP電話などからは利用できません